
「日本における企業秘密保護と産業保安」 ～ 法整備の推移と企業の実例 ～

平成25年5月23日

総合警備保障株式会社 (ALSOK)
代表取締役社長 青山 幸恭

■ 今日お話ししたいこと

1. はじめに
2. 日本における産業保安／知財制度の歩み
3. 日本における営業秘密保護の歩み
(罰則強化の推移と企業の実例)
4. 知的財産基本法と戦略本部の歩み
5. 知的財産推進計画
6. 企業秘密保護／産業保安と警備会社の役割
7. 水際対策の強化とACTA(TRIPSプラス)
8. 今後の展望

1 はじめに

➤ 自己紹介

◆ 政府高官として:

水際対策、テロ対策、知財対策、WTO、EPA、AEO、TF

◆ ALSOK社長として:

顧客(法人、個人)の安全安心(生命・財産-貴重品、営業秘密)

※ ALSOK:売上 3,155億円、経常利益 147億円

1 日本における産業保安/知財保護の歩み

法制度の整備

- ◆ パリ条約(1883)
- ◆ 商標条例(1884)、専売特許条例(1885)、意匠条例(1888)の制定
- ◆ 特許法、意匠法、商標法の制定(1889)。著作権法の制定(1899)。パリ条約、ベルヌ条約に加盟(1899)。実用新案法の制定(1905)
- ◆ 不正競争防止法の制定(1934)
(ヘーグ改正条約が不正競争の禁止を義務付けていたため)
- ◆ 特許法、意匠法、商標法、実用新案法の全面改正(1959)。著作権法の全面改正(1970)
- ◆ 営業秘密に係る不正行為に対する差止請求権の付与:GATT ウルグアイラントでのTRIPS協定成立に関する手当て。(1990)
- ◆ 不正競争防止法の全面改正(1993)
 - ①不正行為類型の拡充
 - ②損害賠償規定の整備
 - ③罰金50万円→300万円、法人1億円(上限)

〔 ◇1970年代の刑法改正案で、企業秘密漏えい罪が議論されたが、導入されず 〕

1 日本における産業保安/知財保護の歩み

水際対策の強化

(関税関係法の改正)

- ◆ TRIPS協定: Section7「Protection of Undisclosed Information」 Article39(1995)
- ◆ 商標権侵害物品に係る差止申立て制度の導入 (1995)
- ◆ 育成者権侵害物品を輸入禁止貨物に追加(種苗法) (2003)
- ◆ 特許権等侵害物品も輸入差止申立ての対象に追加 (2003)
- ◆ 不正競争防止法違反物品を輸入差止申立ての対象に追加(2005)
- ◆ 差止申立て手続きにおける当事者、専門家のヒアリング手続きの整備(2005)
- ◆ 特許権等侵害物品と不正競争防止法違反物品を輸出禁止貨物に指定(2006)

2 日本における産業保安制度の歩み

➤ 営業秘密(trade secret)保護のための罰則強化とその実施

◆ 「営業秘密管理指針」の策定・改訂(2005～)

-適切な営業秘密管理に向けた企業のアプローチを支援することを目的に、経済産業省が策定したガイドライン。「営業秘密」として法的に認められうる秘密管理の水準を提示。

— 不正競争防止法の概説、対象となる行為、事例等の紹介、秘密管理性の自己診断等が出来るチェックシート、刑事訴訟手続における被害企業の対応の在り方等を掲載。

◆ 「営業秘密侵害罪」の創設(2003)

営業秘密侵害行為のうち、特に違法性の高い行為類型に刑事罰・懲役刑を導入(懲役(上限)5年)。親告罪(被害企業の告訴がなければ公的提訴できず)

◆ 裁判所法等の改正(2004)

民事訴訟における営業秘密保護のための秘密保持命令制度等の導入

2 日本における産業保安制度の歩み

◆ 「営業秘密侵害罪」の罰則強化(2005～)

- 国外、退職者、法人処罰規定等の導入(2005)
 - 刑罰の上限を、懲役刑 10年、罰金刑 1,000万円、法人重課 3億円に引上げ(2006)
 - 第三者による営業秘密の不正取得に対する刑事罰の対象範囲拡大(2009)
 - 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入(2009)
 - 刑事訴訟手続きにおける秘匿の規定(2011)
 - コピーコントロールやアクセスコントロールといった技術的制限手段を回避する装置等の提供行為に刑事罰を導入(2011)
- ⇔ グローバル・ビジネスの拡大に伴い、特許・実用新案、意匠・商標、著作権、トレードシークレット、ノウハウはもとより、国際標準やアンチトラスト対応など「多次元的な知財マネジメント」が不可欠。関連法も遅滞なく対処することが重要。

2 日本における産業保安制度の歩み

不正競争防止法(営業秘密関係)判例

刑事罰適用事例は、今までに11件

(事例1:パチンコ店の営業秘密開示事件—仙台地判平21.8.13) **刑事**

パチンコ店の元店員が、以前勤務していた会社のメールアドレスおよびパスワードを悪用し、不正アクセスによって入手した営業秘密を、競合する他のパチンコ店に送付して不正競争の目的で開示したとして、懲役2年、執行猶予3年を命じた事件

(事例2:男性用かつら顧客名簿事件—大阪地判平8.4.16) **民事**

勤めていた会社を退職する際、当社の顧客名簿を無断でコピーし、これをもとに独立開業後顧客の獲得を行った業者に対し、不正に入手した顧客名簿のコピーの廃棄及び損害賠償(49万5,100円)を命じた事件

(事例3:ニコマートフランチャイズ事件—東京地判平7.2.27) **民事**

コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイジーの秘密保持義務違反に対し、損害賠償(30ヶ月分のロイヤリティ)を命じた事件

(事例4:墓石販売業者顧客名簿事件—東京地判平12.11.13) **民事**

墓石販売会社に勤めていた元従業員が、「顧客名簿」などを持ち出して同業の会社を設立し営業活動を行ったことに対し、元従業員に対して損害賠償(630万円)を命じた事件

要件 ①秘密として管理されていること → アクセス制限等、秘密であると客観的に認識できること

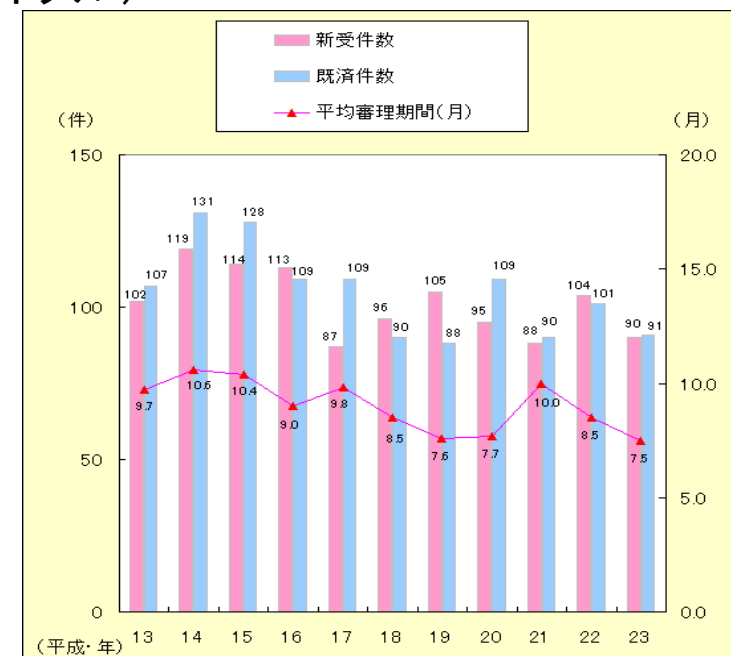
②有用な営業上または技術上の情報であること

③公然と知られていないこと

3 日本における知的財産関連法制の歩み

➤ 知的財産基本法(2002)と戦略本部の設置(2003) (基本法の内容)→知財立国のため(創造、保護、活用のサイクル)

- ◆ 権利の付与の迅速化
- ◆ 訴訟手続の充実及び迅速化等
- ◆ 権利侵害への措置の強化
- ◆ 国際的な制度の構築
- ◆ 新分野における知的財産の保護
- ◆ 知的財産を活用する環境の整備
- ◆ 情報の提供、教育の振興、人材の確保
- ◆ 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」策定
- ◆ 知的財産戦略本部の設置



知的財産権関係民事事件の新受・既済件数

➤ 知財高裁の設置(2005)

知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う裁判所を東京高等裁判所に設置。

3 日本における知的財産関連法制の歩み

➤ 実体法の手続き改革(対象となった法律)

対象となった法律

- ◆ 特許法
- ◆ 実用新案法
- ◆ 意匠法
- ◆ 商標法
- ◆ 著作権法
- ◆ 不正競争防止法
- ◆ 種苗法
- ◆ 弁理士法
- ◆ 半導体集積回路配置に関する法律 等

情報の自由利用による社会発展



情報の利用行為の放任による弊害

- 新たな情報の創作・投資意欲の低下
- 経済活動としての研究開発の停滞

財産としての「情報」の保護

～ 法の定める一定の要件を満たした情報を保護 ～

4 知的財産推進本部と計画及びその実施

➤ 知財立国とクールジャパン

日本の産業競争力低下への懸念
知的創造サイクル確立の必要性

◆ 2002年、「知的財産立国」として再生することを目指す「知的財産戦略大綱」を発表。知財に関する「創造、保護、活用、人材」戦略がその中身。

◆ 2003年、総理を本部長とする「知的財産戦略本部(荒井 初代事務局長)」を創設。

中山信弘東大名誉教授も当初のメンバー。以降、「知的財産推進計画」を毎年策定。

◆ 食、観光、文化、コンテンツなどのグローバル展開支援、人材育成、知財保護などを推進する「クールジャパン」を、「知的財産推進計画2011」の戦略の柱として推進。

4 知的財産推進本部と計画及びその実施

➤ 「知的財産推進計画2012」とその実施方策

◆ 2つの知的財産総合戦略

① 知財イノベーション総合戦略

- ・特許制度の国際調和の推進
- ・意匠の国際登録に関するヘーグ協定加入に向けた取り組みの推進
- ・ACTAの早期締結・発効に向けた準備など、模倣品・海賊版対策の推進
- ・技術流出防止に向けた対応の強化
- ・営業秘密に対する意識向上、専門家による無料相談を含む支援 等

② 日本を元気にするコンテンツ総合戦略

- ・デジタル化等に対応した著作権制度の整備、コンテンツ侵害への対応強化 等

➤ 「知的財産推進計画2013」の総論

- ・産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- ・中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- ・デジタルネットワーク社会に対応した環境整備
- ・コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

5 企業秘密保持と警備会社の役割

警備会社の役割は！

➤ 日本の警備会社：大手2社、全国で9,000社

・セコム 1962~

・ALSOK 1965~

(使命)：顧客の生命、財産を守る(施設、貴重品、ノウハウ)

➤ 企業活動の安全安心

⇒ 規制当局：コンプライアンス、警察、司法当局

⇒⇒ 実施主体(企業)：自主的な対応

・営業秘密の流出防止
・現金・貴重品の盗難防止
・テロ対策、災害対策

「当局による規制・保護」と「企業自らによる対策」を補完する役割が
警備会社

➡ セキュリティプランの提案 (proposal) と実施 (practice)

5 企業秘密保持と警備会社の役割

➤ 日本における警備会社の役割とセキュリティプランナー、コンサルタント

⇔ 各プレイヤーを補完する「トータルプランナー」としての警備会社

- ✓ 個人を守る、会社を守る、公共施設のハードソフトを守る
- ✓ 身体生命と財産
(金融資産、固定資産と流動資産、ノウハウと無体財産権、**営業秘密**)

「フィジカルセキュリティ」と「情報セキュリティ」

【人、モノ、金、情報】

- ・産業競争力を守る
- ・グローバル知財システムの構築を支える

すべてを守る役割を担う「警備会社」

弁護士事務所とのコラボレーション

➤ 警備業関係の国際連携の在り方

⇔ セキュリティのトータルプランナーとしての各国警備会社との国際協調の可能性、警備会社の在り方／役割にかかる認識の共有・標準化

6 水際対策の強化とACTA

- TRIPS協定と我が国の対応 ※Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
 - ⇔ TRIPS 協定が定める規範は全加盟国が一律に遵守することが要求される最低基準(ミニмумスタンダード)。我が国では、特許庁において「TRIPS協定整合性分析調査報告書」を策定し、公表。

- 水際措置(border measure)と輸出、通過の禁止措置
 - ⇔ 2003年、関税定率法を改正し、特許権等について輸入差止申し立て制度を導入。2004年には権利者・輸入者双方に相手方の名称等を通知する制度を、2005年には権利者による見本分解検査制度を導入するなど、3年連続で法律改正。

 - ⇔⇔ 模倣品等の輸出入・通過の差止にかかる国内法制を整備。
日本ブランドのグローバル展開を促進するためには、国際連携・協調による知的財産権の国際的な保護体制の構築が必要。
 - ✓2007.4 韓中日関税局長会議開催(第1回)。知財を含めた情報交換に合意。
 - ✓2008.11 第2回会合を済州島で開催。知財情報交換スタート。

6 水際対策の強化とACTA

➤「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)」の発効へ

- 知的財産権の侵害手法の高度化、ICTの進展による知的財産権の侵害が増大
- プログラム等の無体財貨に関しては、税関を経由することなくインターネット経由で国内送信されるケースが多発

⇔ 知的財産権の執行に関するより効果的な枠組みであるACTAの発効、諸外国の参加拡大を促進し、グローバルな知財システムを構築すべき。

2011年4月、韓国を含む11か国の交渉で採択。2012年10月、日本は批准。

⇔⇔ 偽造物品のみならず、将来的には営業秘密についても、同様のスキームが必要。

7 今後の展望(私見)

- 営業秘密に関する各国連携とマルチの協定化
 - ⇔ マルチ／バイでの働きかけ、法整備を含めた一定の基本ルールの策定・共有
- ノウハウの保護と育成利用
 - ⇔ 各国のベストプラクティス／ノウハウの共有
 - 一定の機能要件の標準化とグローバルスタンダードの確立
- RCEP、TPP、WIPO、地域の動きとその対応
 - ⇔ 関連会合・地域共同体等との協調、知財・営業秘密の協定化へ
 - ⇔ 他国のPCを踏み台にしたBOT攻撃等に対する国際的な連絡・対処網の構築